

令和 7 年度 別所国有林外防護柵点検委託業務

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 委託契約書（案）
- 2 巡視等業務委託仕様書（鹿等防護柵点検業務）（別添 1）
- 3 委託業務実施計画書（別添 2）
- 4 委託契約再委託承認申請書（別添 3）
- 5 委託業務従事者届（別添 4）
- 6 物品貸付申請書（別記様式第15）
- 7 貸与物品内訳書等（別添 5 - 1 ～ 5 - 7）
- 8 委託業務中止（廃止）申請書（別添 6）
- 9 委託業務実施報告書（別添 7）
- 1 0 証明書（別添8）
- 1 1 防護柵点検委託業務区域図
- 1 2 委託業務指示書（別紙 3）
- 1 3 委託費確定通知書（別紙 4）
- 1 4 入札者注意書
- 1 5 入札書
- 1 6 委任状
- 1 7 競争参加資格確認書

委託契約書（案）

分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 川崎 秀親（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）は、令和7年度別所国有林外防護柵点検委託に関する業務について、次の条項により委託契約を締結する。

契約条項

（実施する業務）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
当該業務を変更したときも同様とする。

- (1) 業 務 名 令和7年度別所国有林外防護柵点検委託業務
- (2) 業 務 内 容 別添1の「巡視等業務委託仕様書（鹿等防護柵点検業務）」のとおり。
- (3) 契 約 金 額 ￥ . -
（うち消費税及び地方消費税 ￥ . -）
1時間当たりの単価 ￥ . -
（ただし消費税及び地方消費税は除く）
- (4) 履 行 期 間 令和7年6月1日から令和8年3月19日までの期間で延べ 720時間とする。
- (5) 業 務 実 施 場 別添1の「巡視等業務委託仕様書（鹿等防護柵点検業務）」に記載する国有林とする。

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡制限）

第3条 乙は、この契約に属する権利又は義務を甲の承認を得ないで第三者に譲渡することができない。

（再委託の制限及び承認手続き）

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、別添3の「委託契約再委託承認申請書」を提出して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）について、その内容を変更する必要が生じたときは、別添3の「委託契約再委託承認申請書」を提出して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
 - 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項及び第3項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
 - 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
 - 6 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
 - 7 再委託する業務が委託事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（委託業務従事者の届出）

第5条 乙は、契約の履行に当たり業務従事者を選任し、甲に別添4の「委託業務従事者届」を提出するものとする。

(監督職員)

- 第6条 甲は、乙の業務履行について監督を行う監督職員（以下「監督職員」という。）を定め、書面によりその官職と氏名等を乙に通知するものとする。
- 2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、指示を行う。
 - 3 監督職員は、業務の履行について、乙から報告のあった報告書その他について確認し、甲に報告する。

(物品管理)

- 第7条 甲は、委託業務の実施に必要な貸与物品を別添5-1の「貸与物品内訳表」、支給物品を別添5-2の「支給物品内訳表」により乙に貸与または支給する。
なお貸与物品については、別記様式第15「物品貸付申請書」を事前に提出すること。
- 2 乙は、前項に定める貸与物品又は支給物品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に別添5-3の「貸与物品借用書」又は別添5-4の「支給物品受領書」を提出しなければならない。
 - 3 乙は、善良な管理者の注意をもって貸与物品又は支給物品を管理しなければならない。
また、支給物品については、別添5-7の「支給物品受払簿」により管理しなければならない。
 - 4 乙は、当該契約業務が完了後又は中止となった時は貸与物品と支給物品の残余分を、別添5-5の「貸与物品返納届」又は別添5-6の「支給物品返納届」により遅滞なく甲へ返納しなければならない。
 - 5 乙は、貸与物品又は支給物品を故意若しくは過失により損傷あるいは紛失した場合は、甲の指定する期間内に代品を納め、又は原状に復して返還し、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(報告義務)

- 第8条 乙は、労働災害（死亡災害又はこれに準ずる重大災害）が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第9条 乙は、業務の内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を書面により請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の変更等)

- 第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を中止することができるものとする。
この場合において、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。
- 2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により、委託業務の遂行が困難となったときは、別添6の「委託業務中止(廃止)申請書」を甲に提出し、甲乙協議の上、書面によりこの契約を解除するものとする。
 - 3 前2項の規定により契約を解除したときは、第13条、第14条及び第15条の規定に準じて精算するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与物品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示又は貸与物品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
 - 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(実施報告)

第12条 乙は、委託業務の成果を記載した別添7の「委託業務実施報告書」を1箇月毎に、監督職員経由で甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条に規定する別添7の「委託業務実施報告書」の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査するものとする。

- 2 検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 受託者は、検査の結果、当該業務が本契約書及び仕様書の内容に不適合となったときは、発注者又は監督職員の指示により手直し等を行い、再度検査を受けなければならない。この検査については、前2項の規定を準用する。

(委託費の額の決定)

第14条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が本契約書及び仕様書の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、書面により乙に通知するものとする。

なお、監督職員を2名以上定めた場合において、それぞれに別添7の「委託業務実施報告書」が提出された場合、月ごとの実施分をまとめて通知するものとする。

(委託費の支払い)

第15条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面をもって甲に代金の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。

(情報の保持)

第16条 乙は、この契約に属する知り得た情報をこの契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは書面によりこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務を開始すべき時期を過ぎても業務を行わないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して委託金債権を譲渡したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託金債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙（乙が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約をしたと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第20条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、書面により相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、書面によりこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（乙の催告によらない解除権）

第21条 乙は、第10条の規定により業務の内容を変更したため委託契約金額が3分の2以上減少し、又は業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたときは、直ちに書面によりこの契約を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるべきものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

2 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の業務の実行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は前項の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 第2項前段及び前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第17条、第18条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第10条、第20条又は第21条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び前項後段に規定する乙の取るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を書面により請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第17条又は第18条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第17条又は第18条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することが出来ない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した金額の遅延利息の支払を乙に請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第25条 乙（乙が共同事業体であるときは、その構成員を含む。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、甲は、乙に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、乙又は乙の代理人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の書面による請求に基づき、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の損害賠償請求等）

第26条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を書面により請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第15条第2項の規定による委託費の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に書面により請求することができる。

（違約金等の徴収）

第27条 乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは書面により追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき前項の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第28条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、届出、通知、報告及び指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(国有林野等の損害)

第29条 乙は、乙又は乙が雇用する労働者又は再委託者が国有林野又は産物等に損害を加え、甲が必要と認めるとき（この契約の他の条項により対応する場合を除く。）は、甲の指定した期間内にその損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。

(契約外事項)

第30条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定める。

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 印

乙

住所
氏名 印

巡視等業務委託仕様書 (鹿等防護柵点検業務)

1 委託業務内容

乙は、国有林野における鹿等防護柵を点検し、次の(1)から(10)までの事項について異状等の有無の確認を行うとともに、軽微な異状が見られた場合は、(11)の作業を行うものとする。

なお、点検等に当たっては適宜、鹿等による食害の状況、鹿等防護柵の現存・破損・作業状況等の写真撮影を行い、状況確認等に資するものとする。

- (1) 支柱
 - ① 風雨・積雪等により支柱が傾斜していないか。
 - ② 支柱の高さは十分であるか。
- (2) 張りロープ
 - ① 張力は十分か。たるんでいる箇所はないか。
- (3) ネット
 - ① ネットは若干たるみを持たせつつ、垂直方向に目数が確認できるような張り具合となっているか。
 - ② 破れ等はないか。また、破れそうになっている箇所はないか。
 - ③ 支柱、張りロープ、押さえロープから外れている部分はないか。
- (4) 押さえロープ
 - ① ネットと地面との間に隙間がないか。
 - ② ネット下部とともに、地面にきちんと固定されているか。
- (5) アンカー(設置箇所のみ)
 - ① アンカーが抜けたり、また抜けそうになっている部分はないか。
 - ② 破損はないか。
- (6) スカートネット(設置箇所のみ)
 - ① 押さえロープとのかがり部分に破れ等の破損はないか。
 - ② 地面と着実に密着しているか。
 - ③ 破れ等はないか。
 - ④ 鹿が登れないような適度な張り具合を保っているか。
- (7) パネル(金網)(設置箇所のみ)
 - ① 支柱が傾斜していないか。
 - ② 本体パネルが支柱から外れてないか、また破損はないか。
 - ③ スカートパネルの破損はないか、また地面と着実に密着しているか。
 - ④ アンカーが抜けたり、また抜けそうになっている部分はないか。
- (8) ツリーシェルター(設置箇所のみ)
 - ① 風雨・積雪等により支柱が傾斜していないか。
 - ② 支柱とチューブがきちんと固定されているか。
- (9) 鹿等による食害状況
 - ① 造林木等に食害の痕跡はないか。
 - ② 食害がある場合、どの程度の被害状況か。
- (10) その他
 - ① 鹿が侵入した痕跡がないか。痕跡がある場合には、近くに侵入に利用可能なジャンプ台となるような岩石や伐根等はないか。

- (11) (1)～(10)の業務の目的達成に必要又は点検用務に支障とならない範囲での付随する応急的かつ簡易な次の①～⑥に掲げる作業

- ① 傾斜した支柱の復元
- ② 張りロープ、押さえロープの張替え、張り具合の調整
- ③ ネット、パネル、スカートネット、スカートパネルの破損箇所等の部分補修、張り具合の調整
- ④ 抜けたアンカーまたはツリーシェルター、抜けそうなアンカーまたはツリーシェルターの再固定
- ⑤ ネット等にかかった倒木の取り外し
- ⑥ 防護柵内に進入した鹿の追い出し

なお、①～④の作業に当たり、乙は「支給物品内訳表」にある物品を、点検用務に支障とならない範囲で携行し、使用するものとする。

2 委託業務実施場所

大津森林事務所

別所国有林 15、16 林班

三郷山国有林 113 林班

大滝森林事務所

八ツ尾山国有林 87、88 林班

高島森林事務所

西大切国有林 545林班

のうち別添の「防護柵点検委託業務区域図」に示す区域とする。

3 業務の実施人数等

1回につき、最低2名の行動で1人につき8時間行うこと。

4 点検の方法

防護柵の点検は目視による簡便な方法とする。

なお、乙は、異状を発見した場合、

- (1) 当日の作業従事者数
- (2) 補修箇所数又は規模
- (3) 補修の難易度（簡易か否か）

から当日内に補修が完了し、かつ巡視予定どおりの実行が可能か否かを判断し、可能な場合は補修を行うものとする。

また、当日内の補修が困難で簡易な補修の範囲を超えていると判断される場合は、5（3）に示す方法で報告するものとする。

5 業務の実施報告

乙は、次の事項に留意の上、委託業務を実施した日ごとに委託契約書別添7別紙「業務日誌」を作成し、委託契約書別添7の「委託業務実施報告書」に添付し監督職員へ提出するものとする。

- (1) 「業務日誌」には、異状の有無にかかわらず、点検した箇所の写真及び撮影した箇所を明記した図面を添付すること。
- (2) 軽微な異状箇所の補修を行った場合は、補修内容と補修に要した資材の詳細を「業務日誌」に記載するとともに、補修作業の前後が分かる写真及び撮影した箇所を明記した図面を添付すること。
- (3) 軽微とは言えない破損箇所を発見した場合は、その状況を「業務日誌」に記載するほか、現地にテープ等で表示を行い、発見の都度、状況が分かる写真及び撮影箇所を明記した図面により甲に速やかに報告すること。

6 その他

- (1) 乙は、受託業務従事中は常に、別添 5－1「貸与物品内訳表」に記載のある保安帽の完全着用及び別添 8「証明書」を携行するものとする。
- (2) 受託業務の具体的な指示は、監督職員が毎月、書面により行うこととするが、委託契約書及びこの仕様書にない軽微な事項については、監督職員の指示を求めるものとする。
- (3) 写真については、印刷物又は電子媒体のいずれかにより提出することを基本とし、監督職員から指示があった場合は、その指示によるものとする。

なお、印刷物を提出する場合は、300dpi以上のフルカラーで出力し、インク及び用紙等は通常の使用で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

また、電子媒体を提出する場合は、貸与された記録媒体で提出することを原則とし、監督職員の下承を得た場合は、その他の媒体でも提出できる。但し、電子媒体の提出にあたっては、事前にウィルスチェックを行うこと。

委託業務実施計画書

実施場所	業務内容	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
別所国有林 15け 林小班外	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
別所国有林 15ふ 林小班 16は2 林小班外	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
三郷山国有林 113た1 林小班 113た2 林小班	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
八ツ尾山国有林 87り 林小班 88ぬ 林小班	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16
西大切国有林 545ろ 林小班 545に 林小班	防護柵点検	—	—	—	—	1	16	1	16	1	16	1	16
計		4	64	4	64	5	80	5	80	5	80	5	80

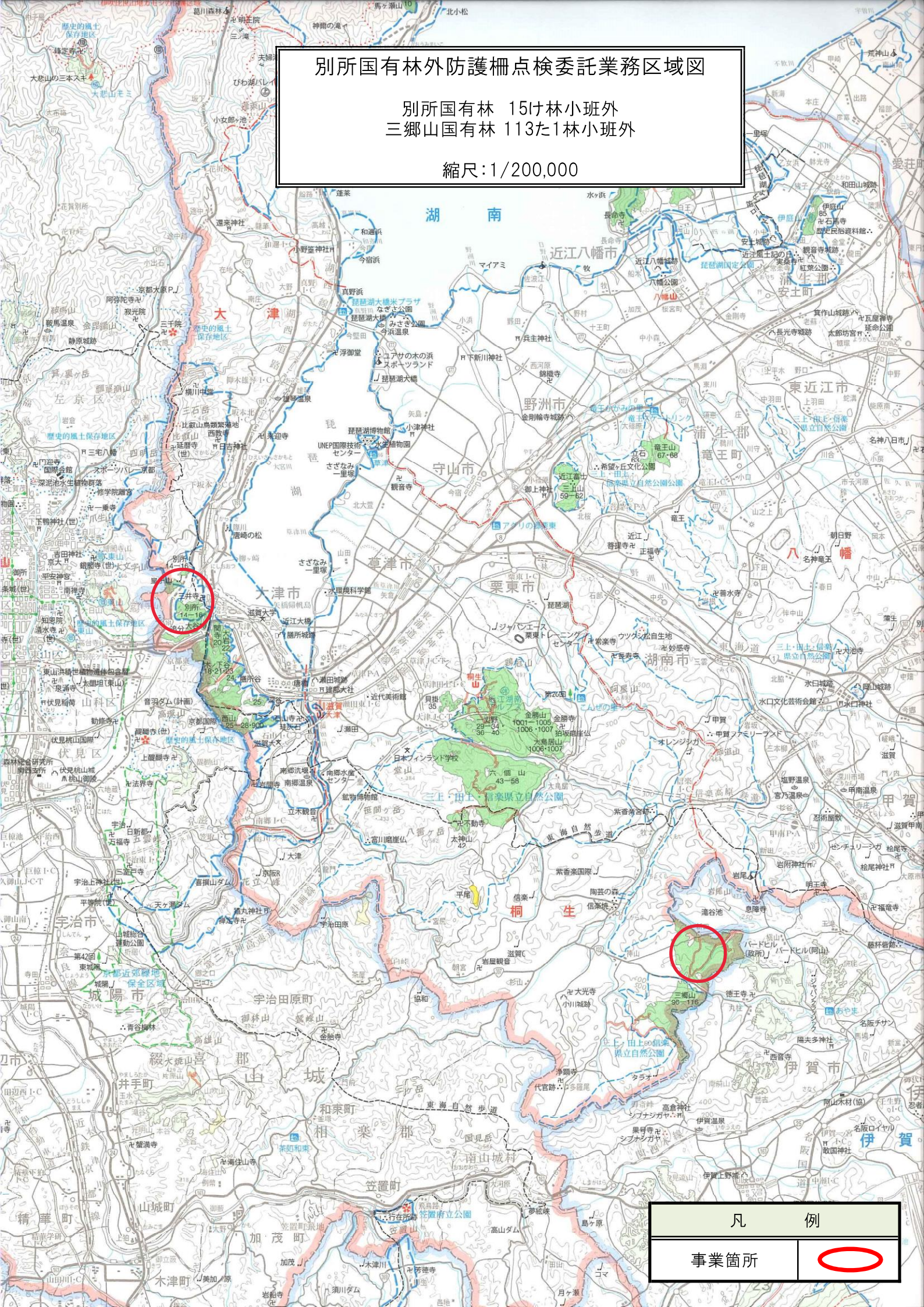
実施場所	業務内容	12月		1月		2月		3月		合計	
		回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	時間
別所国有林 15け 林小班外	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	10	160
別所国有林 15ふ 林小班 16は2 林小班外	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	10	160
三郷山国有林 113た1 林小班 113た2 林小班	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	10	160
八ツ尾山国有林 87り 林小班 88ぬ 林小班	防護柵点検	1	16	1	16	1	16	1	16	10	160
西大切国有林 545ろ 林小班 545に 林小班	防護柵点検	1	16	—	—	—	—	—	—	5	80
計		5	80	4	64	4	64	4	64	45	720

注1：1回、2名行動（1人8時間）の巡視とする。

別所国有林外防護柵点検委託業務区域図

別所国有林 15ヶ林小班外
三郷山国有林 113た1林小班外

縮尺:1/200,000



凡 例

事業箇所



別所国有林外防護柵点検委託業務区域図

別所国有林 15ヶ林小班外
縮尺:1/20,000

別所国有林外防護柵点検委託業務区域図

別所国有林 15ヶ林小班外
縮尺:1/20,000

